

企業法務関係資料 その2

1 ヒアリングによる調査

(1) ヒアリング実施概要

事務局において、以下の要領で対象企業の法務部門の担当者からヒアリングを行った。

対象企業（50音順）

- 新日本製鐵株式会社
- 東京ガス株式会社
- 東芝株式会社
- トヨタ自動車株式会社
- 株式会社三井住友銀行
- 三菱商事株式会社

実施時期

平成14年2月ないし3月

(2) ヒアリング調査での子会社の法律事務の取扱い等に関する意見

○ 法務部は、子会社の危機管理やコンプライアンスに関する指導を行っている。また、重要な子会社の顧問弁護士の採用については本社法務部の伺い事項となっている。しかし、各論的な話の相談や問い合わせには、こちらにも人材的な余裕がないこともあり、対応していない。

○ 子会社でも規模の大きなところは、独自に法務部を持っている。その他の子会社については、それぞれが内部で法律問題に対処することになる。もっとも、相談には事実上応じているし、弁護士を紹介したりもしている。また、子会社の合併等は、本社の経営戦略でもあるので、法務が関与している。

海外の会社も同様で、経営の根幹にかかわる重大な案件以外はかかわらない。

このように、現在は、非弁行為といわれないように、子会社関連の法務問題を峻別して取り扱っているが、今後の要望としては、連結決算の対象となるような子会社の法律相談くらいはさせてほしいと思っている。

経営の在り方にもよるが、会社によっては、子会社と親会社との間で生じたコストをメールの一通まで厳密に算定して、親会社が子会社にその費用負担を求めることも考えられ、その場合には親会社が子会社に法務関連での費

用負担を求めるといった事案も想定されるのであって、この限りでは弁護士法の規制を解除してほしいというニーズはあるだろう。

- 子会社から相談があればそれにのっている。ただし、法務部門が直接相談にのるといのはまれであり、主管の事業部門を経由して、子会社管理業務の一環として行っている。

内容は、各種法律相談、事業提携、債権回収、総会・役員会運営、法務教育等である。弁護士を紹介するケースもある。

今後の希望としては、持株会社化の流れからすると、法務部門を各社におくのは非効率的であり、グループ内で法務部門を集中することが効率的であることから、グループ会社（特に連結対象の子会社）への法務サービスを有償で行うことを可能とすべきである。弁護士不足や高い報酬への対応や、法務サービスの質・量の向上という側面もある。有償にすることにより、法務スタッフにとっては厳しくなるが、いい緊張感が生まれて、質・量ともによりよいサービスが提供できると思う。

子会社が弁護士へ依頼する場合に弁護士を紹介することはあるが、原則として各社判断である。

- 原則として、子会社・関連会社が対応しているが、案件によっては、相談、アドバイスを行っている。トラブル処理や会社再編の問題については弁護士を紹介している。子会社の契約書を作成することはない。

子会社の案件を有償化できれば、法務部員を増員する理由にもなりよいと思う。

- 子会社の法律事務は無償で取り扱っているが、法律相談がほとんどである。法律相談が多いのは、自社も同じである。子会社の持ち株比率はほぼ100%である。

こちらとしては、自社と同様の基準で対応しており、弁護士に依頼すべき事件は弁護士に依頼するよう指導している。子会社に顧問弁護士がいる場合はその顧問に相談するように指導し、顧問弁護士がいない場合は、こちらの顧問弁護士を紹介することがある。

子会社、関連会社の法務問題にはそれほど深く関与していないので、無償で扱うことで不都合はない。

- 子会社については、商法、株主総会がらみの事件などに対応している。相談が来たときごとに対応している。

子会社の法務問題は、子会社の法務部門が第一次的に取扱い、それでは処

理できない場合に第二次的に本社の法務部で取り扱う。海外の子会社の法務問題は、現地限りで取り扱う。

子会社、関連会社の法務問題を有償で扱うことについては、有償化が認められるとありがたい。特に、持株会社化した場合に有償化が必要と思う。

また、その場合は、連結対象の子会社は、いわば利益共同体なので、少なくとも連結対象の子会社の法務問題を有償で取り扱わせてほしい。

3 参考

経営法友会及び商事法務研究会による「第8回 法務部門実態調査」から

法務部門の役割

10. 子会社・関連会社への関与(問45)

今回調査		前回調査(平成7年)	
関与している	77.40%	関与している	76.90%
積極的に関与	14.60%	積極的に関与	13.20%
依頼事項のみ	82.20%	依頼事項のみ	84.70%
その他	2.20%	その他	-
無回答	1.00%	無回答	2.10%
関与していない	15.30%	関与していない	14.40%
無回答	7.30%	無回答	8.70%

11. グループ会社への対応(問46)

グループ会社内での法務部門の設置状況について、次のとおりとなった。

親会社に統合・集中している	42.30%
子会社に統合・集中している	0.90%
グループ会社各社で独自に維持・展開している	39.50%
子会社・関連会社がない	3.60%
その他	3.60%
無回答	10.20%

〔人事交流〕(問46-1)

グループ会社との人事交流のアンケート結果は次のとおり。

親会社の法務部門からの担当者の出向を通じて連携している	6.90%
親会社の関係部門などからの出向を含め多様に展開している	21.70%
グループ会社同士の出向を通じて多様に展開している	5.00%
その他	23.90%
無回答	42.50%